

## ロシア連邦大統領令

### 現金でのロシア連邦通貨および精錬金インゴットのロシア連邦からの持出しの特別な手順について

ロシア連邦の国家安全および国益の保護およびその財政的安定性の確保を目的として、2014年5月29日付ユーラシア経済連合協定第29条、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. 2026年4月1日より、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国への現金でのロシア連邦通貨の持出しを、自然人については持出し日のロシア連邦中央銀行公式レートで計算して10万米ドル相当を超える金額の場合、法人および個人事業主については金額の多寡にかかわらず、これを禁止することを定める。ただし、当該通貨の持出しが、発行元金融機関が定める手順によって証明された、当該の持出しを行う自然人、法人、個人事業主が銀行口座（預金）からロシア連邦通貨を引き出したことを証明する銀行取引明細書、またはロシア連邦政府が定めるリストに記載されているその他の文書を得て、ロシア連邦政府が定めるロシア連邦の国際空港において空港検問所を介しロシア連邦国境を越えて行われる場合をのぞく。

2. 2026年5月1日より、自然人、法人、個人事業主による、総重量100gを超える精錬金インゴットのロシア連邦からの持出しを禁止することを定める。ただし、以下の場合をのぞく：

a) 精錬金インゴットの持出しが、連邦検定院の判定書（許可文書）を得て、ユーラシア経済連合加盟国へと、モスクワ（ヴヌコヴォ）、モスクワ（ドモディエドヴォ）、モスクワ（シェレメチェヴォ）およびウラジオストク（クネヴィチ）の国際空港において空港検問所を介しロシア連邦国境を越えて行われる；

b) 精錬金インゴットの持出しが、連邦検定院の判定書（許可文書）を得て、自然人によって、ユーラシア経済連合加盟国ではない国へと、モスクワ（ヴヌコヴォ）、モスクワ（ドモディエドヴォ）、モスクワ（シェレメチェヴォ）およびウラジオストク（クネヴィチ）の国際空港において空港検問所を介しロシア連邦国境を越えて行われる；

c) 精錬金インゴットの持出しが、法人および個人事業主によって、ユーラシア経済連合加盟国でない国へと行われる。

3. 連邦検定院による判定（許可文書）の書式およびその発行手順はロシア連邦政府が定める。

4. 本令の条項は、金融機関がロシア連邦から現金でのロシア連邦通貨および精錬金インゴットを搬出する場合には適用されない。

5. 本令はそれが署名された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年3月25日

第193号